

第7期第19回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月25日(水) 午後4時00分から午後4時37分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第1研修室

3. 出席委員 ○(24名)

4. 欠席委員 △(3名)

1番	小 岸 元 気	○	10番	田 代 英 孝	○	19番	佐 田 正 彦	△
2番	中 田 賢 大	○	11番	小笠原 正 実	○	20番	森 山 幸 治	○
3番	辻 勉	○	12番	清 瀬 利 一	○	21番	伊 藤 正 人	○
4番	山 本 好 一	○	13番	毛 利 武	○	22番	貞 廣 賢 治	○
5番	清 野 薫	○	14番	鈴 木 秀 子	○	23番	平 島 道 弘	○
6番	梅 藤 勝	○	15番	林 利 輝	○	24番	青 木 茂 美	○
7番	山 谷 和 彦	△	16番	藤 岡 健 人	○	25番	藤 江 政 利	△
8番	宇南山 浩 利	○	17番	石 崎 代 里 子	○	26番	佐々木 保 成	○
9番	永 田 寿 明	○	18番	中 澤 浩	○	27番	中 島 勝 美	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件

第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第10 議案第4号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第11 議案第5号 農地移動適正化あっせんに関する件

第12 議案第6号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博

穂別支局－支局長 藤野 真稔、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局 長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は24名です。欠席は、7番・山谷委員、19番・佐田委員、25番・藤江委員の3名です。 定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第19回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、10番・田代委員と12番・清瀬委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告4件、議案6件の合わせて10件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 長	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書2ページをお開き願います。 2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。 1番については、借り主の規模縮小により解約するものです。 2番、3番については、農地保有合理化事業に先立ち、解約に至ったものです。 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第1号について、質疑はありませんか。 (異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 長

報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。
1月につきましては、議案に記載のとおり、1月11日に川東地区委員会、
1月10日に穂別地区委員会を開催しております。
川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定4件について審議した結果
適当と判断しております。
穂別地区委員会では、あっせんの申出3件について、うち2件については申
出内容・譲受候補者等適当と判定し、1件については、農地中間管理機構の買
入が必要と判断したところです。
以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

(異議なし)

議 長

事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第2号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長

質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第5 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題
といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 長

報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げま
す。
先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げ
ます。
議案書6ページをお開き願います。
以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

議 長

ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願い
します。

2 2 番

1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足は
ありません。以上です。

2 3 番

2番のあっせんについても1番と同様、事務局の報告のとおりであり、特に
補足はありません。以上です。

議 長

ありがとうございました。
これから、説明に対する質疑を行います。報告第3号について、質疑はあり
ませんか。

(異議なし)

議 長

質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。

議 長	続いて、日程第6 報告第4号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局 長	報告第4号、農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件について、ご報告申し上げます。 なお、買入協議結果については、議案書8ページから9ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。 以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第4号について、質疑はありませんか。 (異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第7 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 事	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書11ページをお開き願います。 1番につきましては、[]が規模拡大のため、構成員である[]の農地を賃貸借するものです。 2番につきましては、[]が、[]へ贈与するものです。 []は、[]でありまして、本来、法人の構成員は、個人経営を行っているわけではないので、個人として農地の所有権移転を受けることはできませんが、今回のように法人である[]がこれらの農地を使用貸借している場合、特例的に法人の構成員が農地の所有権を取得することができます。この場合、その使用貸借権について解約するのではなく、そのまま法人の構成員である[]が農地の所有権移転を受け、同時に法人に貸している権利も構成員が取得するというものです。 以上、2件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 12ページから15ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
1 3 番	1番について現地を確認してきましたので、報告します。 []が、[]に賃貸借する案件ですが、取得後はトマト等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕

1 3	番	作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
1 2	番	2 番について現地を確認してきましたので、報告します。 ■■■■■が■■■■■に贈与する案件ですが、■■■■■が代表者である法人が現在、当該地の使用貸借権を持っており、今後も引き続き牧草の作付けを行う予定です。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。 説明に対する、質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第 1 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第 8 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、■■■■■委員が転用者の同居の親族となっており議事参与ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、このまま審議に入ります。 事務局より議案の説明をお願いいたします。
主 事		議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書 1 7 ページをお開き願います。 1 番は■■■■■が農業用資材置き場を設置をする案件です。 申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可ですが、本件は例外許可事由である、農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用となります。 また、申請者が営農上必要とする農業用資材置き場を整備する計画であり農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。 なお、1 番につきましては、面積・事業案件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となっております。 1 8 ページと 1 9 ページに、それぞれ現況地目図・配置図を添付しておりますので、ご確認願います。 以上で議案第 2 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
20 番	1 番について現地を確認してきましたので、報告いたします。 本申請は、農業用資材置き場を建設するものです。 申請地は、 が耕作する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。
議 長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。 (異議なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第 2 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議がないようですので、議案第 2 号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第 9 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 事	議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書 21 ページから、所有権移転 4 件です。 先ほど報告第 3 号、第 4 号でご報告いたしました、あっせん、買入協議に伴う所有権移転となっておりますが、1 番については、法人構成員が当該農地所有適格法人に利用権の設定を行うための所有権となっております、これは、基盤強化法における法人構成員による農地取得の特例によるもので、受け手要件の適用が除外されますが、構成員が取得した農地は、同一の農用地利用集積計画において、当該農地所有適格法人に利用権の設定を行うものとされておりますので、この後の利用権設定関係にてご説明申し上げます。 以上、いずれも所有権の移転時期は令和 5 年 1 月 27 日となっております。 続きまして 26 ページから、利用権設定 4 件になります。 1 番、2 番につきましては、これまでの耕作者が規模縮小することにより、新たに利用権を設定するものです。 3 番につきましては、所有者が規模縮小することにより、新たに利用権を設定するものです。 4 番につきましては、先ほど所有権移転関係でご説明いたしました、法人の構成員による農地取得後の当該農地所有適格法人への利用権設定となっております。 以上、所有権移転 4 件 12 筆、利用権設定 4 件 11 筆ですが、この計画要請

主	事	の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。 図面は、所有権移転関係は22ページから25ページに、利用権設定関係は27ページから30ページに添付しておりますので、ご確認願います。 以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第10 議案第4号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	事	議案第4号、農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件についてご説明を申し上げます。 議案書32ページをお開き願います。 申込者は、この後議案第5号でお諮りいたしますあっせんの譲受適格者となる[]です。 あっせん事業申込者の登録についてはこれまでなされていなかったため、今回、申し込みを受けたものです。 なお、経営形態に対する経営面積につきましても、基準を満たしており問題ないことを申し添えます。 以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。 よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第11 議案第5号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。なお、本案件は [] 委員が譲受人の配偶者となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しな

いでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 事 議案第5号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書34ページをお開き願います。
以上、2件の実施について、35ページ・36ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。
以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第12 議案第6号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 事 議案第6号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書38ページをお開き願います。
本件につきましては、先ほどの地区委員会の報告でも申し上げましたとおり、認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。
なお、39ページから40ページに町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認願います。
以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

(異議なし)

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

議	長	説明に対する質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第 6 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
主	査	ご異議がないようですので、議案第 6 号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。